

自動車税

自動車税は、自動車の主たる定置場所在の都道府県において、その所有者に課税されます。対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型乗用車です。

※令和8年4月1日から、自動車の取得者に課税される環境性能割は廃止となりました。自動車の所有者に課税される種別割は自動車税に名称変更されました。

納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税されます）。

納税額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が定められており、主なものは次のとおりです。

区分	自家用*		営業用	
	税率①	税率②		
乗 用 車	総排気量 1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
	2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
	3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
	3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
	4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
	6,000cc超～	111,000円	110,000円	40,700円
ト ラ ック	最大積載量 1トン以下	8,000円		6,500円
	1トン超 2トン以下	11,500円		9,000円
	2トン超 3トン以下	16,000円		12,000円
	3トン超 4トン以下	20,500円		15,000円
	4トン超 5トン以下	25,500円		18,500円
	7トン超 8トン以下	40,500円		29,500円
最大積載量が8トンを超える1トンごとの加算額	6,300円		4,700円	

※ 自家用乗用車については、令和元年9月までに初回新規登録を受けたものは税率①を適用、令和元年10月以降に初回新規登録を受けたものは税率②を適用（トラック及び営業用乗用車は変更なし）。

なお、自動車税は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度途中で廃車・新規登録などをした場合は、月割の税額になります。

申告と納税

○ 申告

自動車を購入や登録事項の変更などをしたときは、その都度、自動車税の申告書を提出する必要があります。

○ 納税

県から送付される納税通知書によって5月末日までに年税額を納めることになっています。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、申告のときに月割で納めることになります。この場合には、納められた自動車税が確認できるように申告書(控)を交付します。

自動車税のグリーン化税制について

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については自動車税の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を高く（重課）する特例措置「自動車税のグリーン化税制」については以下のとおりです。

◎環境負荷の小さい自動車

次の自動車については、新車新規登録された翌年度の自動車税を軽減します。

■令和7年4月1日から令和10年3月31日までに新車新規登録された自家用乗用車

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車 （H30規制適合*又はH21規制*NO _x *10%低減） ○プラグインハイブリッド車	新車新規登録の翌年度の自動車税を約75%軽減

■令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された自動車（自家用乗用車を除く。）

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10%低減） ○プラグインハイブリッド車 ○「★★★★」*かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」 かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ガソリン車又はLPG車） ○「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ディーゼル車）	新車新規登録の翌年度の自動車税を約75%軽減

* 表中の用語については次のとおりです。

「★★★★★」	平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
H21規制	ディーゼル車等において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制
H30規制	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制
NO _x	窒素酸化物

◎環境負荷の大きい自動車

次の自動車については、令和8年度の自動車税が高くなります。（重課）

ディーゼル車	新車新規登録から11年を超えるもの
ガソリン車、LPガス車	新車新規登録から13年を超えるもの

重課の内容 通常の税率より概ね15%重課（バス・トラック等は概ね10%重課）

ただし、電気（燃料電池を含む）自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は重課の対象から除きます。

適用期間 抹消登録などにより課税対象となくなるまで

岐阜県からのお知らせ

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます。

岐阜県では、車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に、自動車税納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。未納がない場合、運輸支局で納税証明書を提出しなくても車検等の手続きができます。

※ 運輸支局において電子的に納付が確認できるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検等を受けられる方は、県税事務所等で納めていただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。

軽自動車税について

軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者に対しては、市町村より軽自動車税が課税されます。

名義変更・住所変更・抹消の登録は確実に！

自動車税は、4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。自動車の名義を変更しなかったために、前の所有者に課税されてしまうといったトラブルが毎年発生しています。また、引っ越しをした際に住所変更の手続きをしないと、納税通知書が届かなくなります。自動車の登録内容に変更があった場合は、運輸支局での手続きをお願いします。

すぐに自動車の住所変更登録ができない場合は、自動車税納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。

下記に記載の県ホームページから申請してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6523.html>

岐阜県 自動車税住所変更

検索

